

令和 3 年度大磯町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度大磯町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 621,009 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,449,513 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 8 月 30 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項
15 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
16 県支出金	
	2 県補助金
	3 委託金
19 繰入金	
	1 特別会計繰入金
20 繰越金	
	1 繰越金
21 諸収入	
	5 雑入
22 町債	
	1 町債
歳入	合計

補正前の額	補正額	計
1,510,993	199,630	1,710,623
873,939	7,085	881,024
632,132	192,545	824,677
759,798	15,212	744,586
206,217	15,629	190,588
79,966	417	80,383
535,267	82,434	617,701
3	82,434	82,437
150,000	462,885	612,885
150,000	462,885	612,885
282,235	272	282,507
139,015	272	139,287
1,163,100	109,000	1,054,100
1,163,100	109,000	1,054,100
10,828,504	621,009	11,449,513

歳出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
	2 徴税費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	1 保健衛生費
	2 清掃費
6 農林水産業費	1 農業費
	2 林業費
8 土木費	2 道路橋りょう費
	4 都市計画費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	4 幼稚園費
	5 社会教育費
歳出合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,300,503	549,546	1,850,049
840,404	548,296	1,388,700
174,684	1,250	175,934
3,527,084	12,751	3,514,333
2,128,657	60,192	2,068,465
1,398,327	47,441	1,445,768
1,073,112	99,362	1,172,474
320,701	99,162	419,863
752,411	200	752,611
96,105	985	97,090
91,896	894	92,790
3,006	91	3,097
2,267,851	4,830	2,272,681
370,409	0	370,409
1,717,989	4,830	1,722,819
583,597	64,614	518,983
583,597	64,614	518,983
944,142	43,651	987,793
274,716	2,400	277,116
194,583	19,198	213,781
89,753	10,981	100,734
136,909	5,210	142,119
235,798	5,862	241,660
10,828,504	621,009	11,449,513

第2表 地方債補正
(変更)

(単位 千円)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう整備事業	補正後	0	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
	補正前	90,300	同上	同上	同上
高規格救急車購入事業	補正後	0	同上	同上	同上
	補正前	18,700	同上	同上	同上
計	補正後	1,054,100			
	補正前	1,163,100			